

県央県南広域環境組合  
第2期ごみ処理施設整備・運営事業

入札説明書

令和3年9月

県央県南広域環境組合



## 目 次

1. 用語の定義 .....	1
2. 事業内容に関する事項 .....	3
2.1 事業内容 .....	3
2.1.1 事業名称 .....	3
2.1.2 対象となる公共施設等の種類.....	3
2.1.3 管理者の名称.....	3
2.1.4 本事業の目的.....	3
2.1.5 事業の内容.....	3
2.1.6 民間事業者が実施する業務範囲.....	6
2.1.7 本組合が実施する業務範囲.....	6
2.1.8 民間事業者の収入.....	7
2.1.9 売電収入 .....	7
2.1.10 雇用への配慮について.....	7
2.1.11 下請人等の地元企業への配慮について.....	8
2.1.12 生成物の再資源化・処分について.....	8
2.1.13 本組合が適用を予定している交付金について.....	8
2.1.14 交付金の交付対象事業について.....	8
2.1.15 事業スケジュール（予定） .....	8
2.1.16 遵守すべき法制度等.....	8
3. 民間事業者の募集及び選定に関する事項 .....	9
3.1 民間事業者の募集及び選定方法.....	9
3.2 募集及び選定の手順.....	9
3.2.1 募集及び選定スケジュール.....	9
3.2.2 事業者選定委員会の設置.....	10
3.2.3 審査の手順及び方法.....	10
3.3 入札参加者の備えるべき参加資格要件.....	11
3.3.1 入札参加者の構成等.....	11
3.3.2 参加資格要件.....	11

3.4	入札手続き	15
3.4.1	入札説明書等の公表・配布	15
3.4.2	参考資料の閲覧等	15
3.4.3	資格審査に関する質問の受付	17
3.4.4	資格審査に関する質問に対する回答	17
3.4.5	入札説明書等に関する質問の受付	17
3.4.6	入札説明書等に関する質問に対する回答	17
3.4.7	資格審査申請書類の提出	17
3.4.8	資格審査結果の通知	18
3.4.9	参加資格がないと認められた者に対する理由の説明	18
3.4.10	対面的対話の実施	19
3.4.11	対面的対話結果の回答	19
3.4.12	入札提案書類の提出	19
3.4.13	予定価格及び入札書比較価格	22
3.4.14	技術提案書に関するヒアリングの実施	22
3.4.15	開札	23
3.4.16	入札の辞退	23
3.4.17	入札延期等	23
3.4.18	参加資格の取り消し	23
3.4.19	落札者の失格	24
3.4.20	その他	24
3.5	提案書類の取扱い	24
3.5.1	著作権	24
3.5.2	特許権等	24
4.	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	25
4.1	法制上及び税制上の措置	25
4.2	税制上及び金融上の支援に関する事項	25
5.	その他特定事業の実施に関し必要な事項	26
5.1	議会の議決	26
5.2	情報提供	26

5.3 入札に伴う費用負担..... 26

5.4 入札説明書に関する問合せ先..... 26

資料1：事業スキーム（SPCを設置しない場合）

資料2：事業スキーム（SPCを設置する場合）

資料3：入札書封筒作成要領

## 1. 用語の定義

本入札説明書で用いる用語を以下のとおり定義する。

本組合	「県央県南広域環境組合」をいう。
本事業	「県央県南広域環境組合第2期ごみ処理施設整備・運営事業」をいう。
DBO方式	公共が資金を調達し、設計 (Design)、建設 (Build)、運営・維持管理 (Operate) を一括して民間事業者に委託する方式をいう。
民間事業者	本組合と本事業に係る基本契約を締結し、本組合から託された事業 (設計・建設業務及び運営・維持管理業務) を行う者をいう。
設計・建設業務	第2期ごみ処理施設の設計・建設工事に係る業務をいう。
運営・維持管理業務	第2期ごみ処理施設の運営・維持管理 (運転、維持管理、補修及び更新等を含むがこれに限らない) に係る業務をいう。
設計・建設事業者	民間事業者のうち、本組合と建設工事請負契約を締結し、設計・建設業務を行う者をいう。
運営・維持管理事業者	民間事業者のうち、本組合と運営業務委託契約を締結し、運営・維持管理業務を行う者をいう。
SPC	本組合と基本協定を締結した落札者の構成員が、第2期ごみ処理施設の運営・維持管理業務を実施するために設立する特別目的会社 (Special Purpose Company) をいう。ただし、本事業において、SPCの設立は任意とする。
基本協定	落札者の決定後、特定事業契約締結に向けて、本組合と落札者が締結する協定をいう。
基本契約	本事業を一括で発注するために、本組合と民間事業者で締結する契約をいう。
建設工事請負契約	基本契約に基づき、本組合と設計・建設事業者が、本事業の設計・建設業務に関し締結する契約をいう。
運営業務委託契約	基本契約に基づき、本組合と運営・維持管理事業者が、本事業の運営・維持管理業務に関し締結する契約をいう。
特定事業契約	基本契約、建設工事請負契約及び運営業務委託契約の3つの契約を総称したものをいう。
入札説明書等	本事業の入札公告の際に公表する入札説明書、要求水準書、契約書案、落札者決定基準などの資料であり、本事業に関する要求水準、契約条件、落札基準等の基本条件を示す資料をいう。
落札者	入札参加者の中から本事業を実施する者として本組合に選定された入札参加者をいう。
特定事業	PFI法第2条第2項の規定に準じて、本組合が実施する事業をいう。

総合評価一般競争入札	民間の創意工夫やノウハウを総合的に評価して選定するため、設計・施工に関する能力、運営に関する能力及び事業の継続性・安定性等を総合的に評価し技術的に最適な者を選定する方式をいう。
入札参加者	本事業の入札に参加する単独企業もしくは企業グループをいう。
応募グループ	本事業に複数企業で構成する企業グループとして、入札に参加する構成員と協力企業をいう。
構成員	本事業の入札に参加した応募グループのうち、本組合と建設工事請負契約を締結する企業と運營業務委託契約を締結する企業をいう。なお、SPCを設置する場合は、SPCに出資する企業である。
協力企業	本事業の入札に参加した応募グループのうち、本組合と建設工事請負契約及び運營業務委託契約をいずれも締結しない企業をいう。なお、SPCを設置する場合は、SPCに出資しない企業である。
代表企業	単独企業の場合は、当該企業を指し、応募グループで参加する場合は、構成員を代表して本組合との交渉窓口となる企業をいう。
単独企業	本事業の入札に1者単独で参加する企業をいう。
建設JV	本組合と建設工事請負契約を締結するプラント設備の設計・建設企業と建築物の建設企業等による共同企業体をいう。
交付金	循環型社会形成推進交付金をいう。
モニタリング	契約書等に基づいて民間事業者が実施する設計・建設業務及び運営・維持管理業務について、本組合が行う監視活動をいう。
処理対象物	構成市から排出される可燃性一般廃棄物（生活系・事業系）及び資源化施設等からの可燃残渣をいう。
生成物	焼却処理にともなって発生する焼却灰、焼却飛灰をいう。

## 2. 事業内容に関する事項

### 2.1 事業内容

#### 2.1.1 事業名称

県央県南広域環境組合第2期ごみ処理施設整備・運営事業

#### 2.1.2 対象となる公共施設等の種類

一般廃棄物処理施設（エネルギー回収型廃棄物処理施設）

#### 2.1.3 管理者の名称

県央県南広域環境組合 管理者 大久保 潔重

#### 2.1.4 本事業の目的

本組合は、島原市、諫早市、雲仙市及び南島原市（以下、「構成市」という。）により構成される一部事務組合であり、平成17年から県央県南クリーンセンター（以下、「既存施設」という。）で一般廃棄物の可燃ごみの処理を行っている。しかしながら、既存施設は令和元年度末に長期運転保証期間が満了し、施設内の多くの機器は更新時期を迎えていることから、今後の施設のあり方について検討した結果、構成市全域を対象とする新たなごみ処理施設（以下、「第2期ごみ処理施設」という。）を整備することとなった。

本事業は、第2期ごみ処理施設の整備及び運営について、民間事業者の創意工夫やノウハウを活用することにより、効率的かつ効果的な事業を実施し、循環型社会形成を推進することを目的とする。

#### 2.1.5 事業の内容

##### (1) 事業予定地

事業予定地：長崎県諫早市福田町1250番地ほか

敷地面積：約1.8ha（うち、工場棟が建設可能な平地造成部 約1.2ha、管理棟・洗車場が位置する土地 約0.6ha）

##### (2) 整備する施設の種類の種類及び施設規模

	施設の種類の種類	施設規模	処理対象物または施設構成
1	エネルギー回収型 廃棄物処理施設	287 t/日 (95.7t/24h×3 炉)	・可燃性一般廃棄物（生活系・事業系） ・資源化施設等からの可燃残渣
2	その他関連施設	—	・計量棟、工場棟駐車場、植栽帯、外構等

※管理棟、洗車場については既存施設を流用、管理棟駐車場については本組合にて管理棟が位置する土地に整備を予定している（上記の事業予定地の敷地面積に含まれている）。



### (3) 事業方式

本事業は、PFI 法に準じて実施するものであり、施設の設計・建設・運営を一括して行う DBO 方式とする。

民間事業者（設計・建設事業者）は、本組合と建設工事請負契約を締結し、第 2 期ごみ処理施設の設計・建設を行う。また、民間事業者（運営・維持管理事業者）は、本組合と運營業務委託契約を締結し、20 年間に渡って第 2 期ごみ処理施設の運営・維持管理を実施するものとする。

### (4) 契約の形態

本組合は、本事業の実施にあたり以下の協定、契約を民間事業者と締結する。

#### 1) 基本協定

落札者決定後に、本組合は落札者との間で基本協定を締結する。

基本協定には、本事業に関する特定事業契約の締結に向けた、本組合と落札者（民間事業者）の立場と義務を確認するとともに、特定事業契約締結のための基本的事項を定めるものとする。

#### 2) 特定事業契約の締結

本組合と民間事業者は、基本協定を締結した後、設計・建設業務と運営・維持管理業務を包括的に契約するための特定事業契約の締結に向けた協議を開始する。

特定事業契約とは、以下の内容の 3 つの契約の総称である。

##### ① 基本契約

基本契約は、民間事業者へ本事業を一括して発注・契約するために、本組合と民間事業者との間で締結する相互の協力、支援等について定める契約である。この基本契約は、建設工事請負契約の本契約締結（本組合議会での議決）を効力発生の条件とする停止条件付き契約とする。

##### ② 建設工事請負契約

建設工事請負契約は、基本契約に基づき本組合と民間事業者（設計・建設事業者）との間に締結する設計・建設業務に関する契約である。建設工事請負契約に係る仮契約は、基本契約の締結時期と同じくして締結を予定する。

建設工事請負契約は、本組合議会の議決を経た後、本契約としての効力を生ずるものとする。

### ③ 運営業務委託契約

運営業務委託契約は、基本契約に基づき本組合と民間事業者（運営・維持管理事業者）との間で締結する運営・維持管理業務に関する契約である。

運営業務委託契約は、建設工事請負契約の本契約締結（本組合議会での議決）を効力発生の条件とする停止条件付き契約とする。

## (5) 事業期間

整備期間：令和 4（2022）年 6 月～令和 8（2026）年 3 月（3 年 10 ヶ月間）

運営期間：令和 8（2026）年 4 月～令和 28（2046）年 3 月（20 年間）

## (6) 事業期間終了時の措置

20 年間の運営・維持管理期間の終了後も 10 年程度、第 2 期ごみ処理施設及びその他関連施設を継続して公共の用に供することも可能な施設とする。このため、30 年間程度稼働させることを想定し、設計・建設及び運営・維持管理を行うものとする。

なお、民間事業者は、特定事業契約期間満了後に本組合が第 2 期ごみ処理施設を継続的に運営・維持管理業務を行うこととなる場合には、特定事業契約期間満了日の約 5 年前から、第 2 期ごみ処理施設の運営・維持管理業務に係る必要事項や操作要領、申し送り事項その他の関係資料を本組合に提供する等、事業の引き継ぎに必要な協議・協力を行うこと（特定事業契約期間満了以外の事由による事業終了時の対応については、運営業務委託契約書において示す）。

### 2.1.6 民間事業者が実施する業務範囲

民間事業者が実施する事業範囲は、以下のとおりとする。各項目の詳細は、要求水準書に記載する。

#### (1) 設計・建設に関する業務

- ① 施設の設計、建設工事
- ② 本組合が提示する測量等調査結果以外に必要となる調査
- ③ 交付金申請手続きの支援
- ④ その他手続き（特別高圧線の引込み、許認可申請、定例分析業務等）の支援
- ⑤ 近隣住民対応の支援

#### (2) 運営・維持管理に関する業務

- ① 受付計量業務（料金徴収代行を含む）
- ② 運転管理業務
- ③ 生成物の保管・積込・計量
- ④ 維持管理業務（保守、修繕含む）
- ⑤ 情報管理業務
- ⑥ 環境管理業務
- ⑦ 余熱利用管理業務 ※売電収入は、本組合の収益
- ⑧ 近隣住民対応の支援
- ⑨ 行政視察者及び一般見学者対応の支援
- ⑩ その他関連業務（定例分析業務の支援等）

### 2.1.7 本組合が実施する業務範囲

本組合が実施する事業範囲は、以下のとおりとする。

#### (1) 設計・建設に関する業務

- ① 生活環境影響調査
- ② 敷地造成工事
- ③ 近隣住民対応（本組合が担当すべき範囲）
- ④ 建設に係る各種手続き
- ⑤ 交付金申請手続き
- ⑥ 管理棟駐車場整備工事（施設見学者用含む）及び管理用道路整備工事
- ⑦ 設計、施工に関する施工監理
- ⑧ その他①～⑦を実施するうえで必要な業務

## (2) 運営・維持管理に関する業務

- ① 処理対象物の収集・運搬業務（構成市の業務範囲含む）
- ② 生成物の運搬及び資源化業務
- ③ 行政視察者及び一般見学者への対応
- ④ 運営モニタリング（業務実施状況の監視）
- ⑤ 定例分析業務
- ⑥ その他必要な業務

### 2.1.8 民間事業者の収入

#### (1) 設計・建設工事に係る対価

本組合は、設計・建設業務に係る対価について、建設工事請負契約において定める額を、出来形に応じて民間事業者へ支払う。

#### (2) 運営・維持管理業務の対価

本組合は、運営・維持管理業務に係る対価について、運営業務委託契約において定める額を、業務委託期間（20年間）にわたって民間事業者へ委託料として支払う。

委託料は、固定費（処理量等の変動によらない固定費用）と変動費（処理量等に応じて変動する費用）によって構成される。

なお、物価変動による委託料の改定は、原則として年1回行うものとする。

### 2.1.9 売電収入

第2期ごみ処理施設において民間事業者は、燃焼による熱エネルギーを利用した発電を行い、各施設（流用施設である管理棟及び洗車場を含む）並びに同一敷地内において本組合が設置する余熱利用施設（のんこの温水センター）での利用を行うとともに、余剰電力を小売電気事業者へ売却する。なお、売電収入は本組合に帰属するものとする。

### 2.1.10 雇用への配慮について

雇用については、構成市内人材の雇用に配慮するとともに、関係法令等に基づく雇用基準等を遵守すること。特に第2期ごみ処理施設の運営を行うにあたっては、住民サービスの向上を図るとともに安定したごみ処理を確実に遂行することが重要であるため、構成市内の廃棄物処理事業の特性に対応できる人材（既存施設の運転員等として従事している者で、第2期ごみ処理施設の運転員等として雇用を希望する者等）を優先的に雇用すること。ただし、双方において適切な雇用形態が形成されない場合はこの限りではない。

#### 2.1.11 下請人等の地元企業への配慮について

下請人等を選定する際は、建設業法（昭和24年法律第100号）に規定する主たる営業所（本社、本店）を構成市内に有する者（以下、「地元企業」という。）を優先し選定するよう努めること。ただし、工事の性質等により地元企業に発注することが適当でない場合は、構成市内に営業所を有する業者を優先し選定するよう努めること。

また、資機材等の調達、納品等においても同様とする。

#### 2.1.12 生成物の再資源化・処分について

第2期ごみ処理施設から発生する生成物（焼却主灰、焼却飛灰）の運搬及び資源化・処分は、本組合の業務範囲とする。ただし、民間事業者は運搬業務委託及び資源化・処分業務委託に関する委託先の選定や契約協議等に際し、本組合に協力するものとする。

#### 2.1.13 本組合が適用を予定している交付金について

本組合は、本事業の実施に関して、環境省の循環型社会形成推進交付金（以下、「交付金」という。）の適用を予定している。交付金申請等の手続きは本組合において行うが、民間事業者は申請手続きに必要な書類の作成等について本組合を支援するものとする。

#### 2.1.14 交付金の交付対象事業について

第2期ごみ処理施設は、交付金の交付対象施設である「エネルギー回収型廃棄物処理施設（高効率エネルギー回収に必要な設備を整備する場合）」（交付率1/2及び1/3）として整備する予定であり、燃焼過程で発生する熱エネルギーの最大限の回収・有効利用を図るものとする。エネルギー回収率（発電効率＋熱利用率）は20.5%以上とする。

#### 2.1.15 事業スケジュール（予定）

- |                |                            |
|----------------|----------------------------|
| (1) 落札者の決定     | 令和4（2022）年4月               |
| (2) 特定事業契約の仮契約 | 令和4（2022）年5月               |
| (3) 特定事業契約締結   | 令和4（2022）年5月               |
| (4) 整備期間       | 令和4（2022）年6月～令和8（2026）年3月  |
| (5) 運営期間       | 令和8（2026）年4月～令和28（2046）年3月 |

#### 2.1.16 遵守すべき法制度等

本事業の実施にあたっては、PFI法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律をはじめ必要な関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守すること。

### 3. 民間事業者の募集及び選定に関する事項

#### 3.1 民間事業者の募集及び選定方法

本事業では、設計・建設、運営・維持管理の各業務において、民間事業者による効率的・効果的なサービスの提供を求めることから、民間事業者の選定にあたっては、民間事業者の創意工夫やノウハウを総合的に評価して選定することが必要である。従って、価格に加え、設計・建設に関する能力、運営・維持管理に関する能力及び事業の継続性・安定性等を総合的に評価し技術的に最適な者を選定するため、総合評価一般競争入札により行うものとする。

#### 3.2 募集及び選定の手順

##### 3.2.1 募集及び選定スケジュール

本事業における募集及び選定スケジュール（予定）は、次のとおりである。

選定スケジュール (予定)	内 容
令和3年9月22日	入札公告
令和3年10月5日	資格審査に関する質問受付締切
令和3年10月11日	入札説明書等（資格審査以外）に関する質問受付締切
令和3年10月13日	資格審査に関する質問・回答の公表
令和3年10月25日	入札説明書等に関する質問・回答の公表
令和3年10月27日	参加表明書、資格審査に係る書類の受付締切
令和3年11月5日	資格審査結果通知
令和3年11月11日	対面的対話参加者及び希望日申込書、確認事項受付締切
令和3年11月17日～19日	対面的対話の実施
令和3年12月3日	対面的対話結果の公表
令和4年2月7日	入札提案に係る書類の受付締切
令和4年3月25日(予定)	提案書審査（提案書に関するヒアリングの実施）
令和4年4月上旬	落札者の決定及び公表
令和4年4月中旬	基本協定締結
令和4年5月中旬	特定事業契約の仮契約
令和4年5月下旬	特定事業契約締結

### 3.2.2 事業者選定委員会の設置

事業者の選定に当たり、本組合は学識経験者等で構成する「県央県南広域環境組合第2期ごみ処理施設整備・運営事業者選定委員会」（以下、「選定委員会」という。）を設置する。選定委員会は、落札者決定基準や入札説明書等、事業者選定に関する書類の検討を行うとともに、入札参加者から提出された提案の審査を行い、最優秀提案者（落札候補者）を選定する。

なお、選定委員会の構成は次に示す8名で構成される。入札公告日以降に、本事業に関わって、当該委員に接触を試みた者は、参加資格を失うものとする。

委員長	島岡 隆行	（九州大学大学院工学研究院環境社会部門 教授）
副委員長	朝倉 宏	（長崎大学大学院水産・環境科学総合研究科 准教授）
委員	荒井 喜久雄	（公益社団法人全国都市清掃会議 技術指導部長）
委員	相良 敏正	（一般財団法人日本環境衛生センター西日本支局 環境事業部施設事業課 主査）
委員	吉田 信人	（島原市 市民部長）
委員	田川 浩史	（諫早市 市民生活環境部長）
委員	竹田 義則	（雲仙市 環境水道部長）
委員	加納 孝	（南島原市 環境水道部長）

### 3.2.3 審査の手順及び方法

落札者の選定にあたって、次に示した段階ごとに審査する。

#### (1) 参加資格審査

本組合は、入札参加者から提出された参加表明書、資格審査書類について、3.3.2 参加資格要件に示した項目をすべて満たしていることを確認する。なお、参加資格要件を満たすことが出来ない入札参加者は失格とする。

#### (2) 提案書類審査

本組合は、あらかじめ定めた落札者決定基準に基づき、選定委員会において提案書の審査を総合評価の方法により行い、最優秀提案を選定する。なお、落札者決定基準は入札公告時に公表する。

#### (3) 選定結果及び評価の公表方法

本組合は、選定委員会における審査結果を踏まえ、落札者を決定した場合は、その結果を速やかに公表する。なお、選定委員会における評価結果をとりまとめた審査講評を公表する予定である。

### 3.3 入札参加者の備えるべき参加資格要件

#### 3.3.1 入札参加者の構成等

- 1) 入札参加者は、単独企業又は設計・建設業務並びに運営・維持管理業務を行う予定の複数企業で構成する応募グループとする。
- 2) 運営・維持管理事業者となる特別目的会社（SPC）を設立する場合の応募グループは、特別目的会社（SPC）に出資する企業（以下、「構成員」という。）と特別目的会社（SPC）に出資しない企業（以下、「協力企業」という。）から構成されるものとする。なお、構成員のみで構成することも可能とする。また、特別目的会社（SPC）を設立しないことも可能とする。
- 3) 応募グループは、第2期ごみ処理施設のプラント設計・建設の主たる業務を行う者を代表企業として定めるものとし、代表企業は本組合との交渉窓口を務めること。また、特別目的会社（SPC）を設立する場合の代表企業は、構成員のうちから定めるものとする。
- 4) 複数の企業からなる特定建設工事共同企業体（以下、「建設JV」という）を組成することができる。特別目的会社（SPC）を設立する場合、建設JVの代表企業は、構成員とならなければならない。
- 5) 応募グループは、参加表明書に代表企業名を明記し、代表企業は本組合との交渉窓口として入札手続きを行うこと。
- 6) 応募グループが落札者として決定され、運営に係る特別目的会社（SPC）を設立する場合は、構成員の出資により仮事業契約締結時までに構成市内に設立するものとする。応募グループの代表企業は、過半数の出資割合を負担するものとする。ただし、特別目的会社（SPC）の設立は任意とする。
- 7) 同一の入札参加者が、複数の提案を行うことはできない。
- 8) 特別目的会社（SPC）を設立する場合、すべての出資者は、特定事業契約が終了するまで、特別目的会社（SPC）の株式を保有するものとし、本組合の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。
- 9) 入札参加者を構成する企業のうち構成員は、他の入札参加者を構成する企業となることはできない。なお、本組合が民間事業者と特定事業契約を締結後、選定されなかった入札参加者の構成員が、民間事業者の業務等を支援及び協力することは可能とする。

#### 3.3.2 参加資格要件

入札参加者は、次の参加資格要件を満たさなければならない。

- (1) 第2期ごみ処理施設の建築物の設計・建設業務を行う者



第2期ごみ処理施設の建築物の設計・建設業務を行う者（本業務を複数の者で行う場合は、少なくとも主たる業務を担う1者）は、次の要件を全て満たすこと。また、特別目的会社（SPC）を設立する場合は、構成員又は協力企業とすること。

- 1) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定に基づく、一級建築士事務所の登録を受けている者であること。
- 2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定に基づく、「建築工事業」に係る特定建設業の許可を受けている者であること。
- 3) いずれかの構成市の最新の建設工事業者競争入札参加資格者名簿（建築一式工事）に登録されていること。
- 4) 建設業法に規定する「建築一式工事」に係る経営事項審査結果の総合評定値が、参加表明書の提出期限日において1000点以上あること。
- 5) 建設業法に規定される「建築工事業」に係る監理技術者資格者証を有する者を専任で配置できること。

## **(2) 第2期ごみ処理施設のプラント設備（エネルギー回収型廃棄物処理施設）の設計・建設業務を行う者**

エネルギー回収型廃棄物処理施設のプラント設備の設計・建設業務を行う者は、次の要件を全て満たすこと。また、特別目的会社（SPC）を設立する場合は、構成員（代表企業）とすること。

ただし、本業務を複数の者で行う場合は、代表企業となる1者（構成員とする。）は以下の要件を全て満たし、他の者は下記2)の要件を満たす構成員又は協力企業とすること。

- 1) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定に基づく、一級建築士事務所の登録を受けている者であること。
- 2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定に基づく、「清掃施設工事業」に係る特定建設業の許可を受けている者であること。
- 3) いずれかの構成市の最新の建設工事業者競争入札参加資格者名簿（清掃施設工事）に登録されていること。
- 4) 建設業法に規定する「清掃施設工事」に係る経営事項審査結果の総合評定値が参加表明書の提出期限日において1000点以上であること。
- 5) 建設業法に規定される「清掃施設工事」に係る監理技術者であって直接的かつ恒常的な雇用関係にある者を専任で配置できること。
- 6) 平成14年12月1日以降に稼働した一般廃棄物処理施設（蒸気タービン発電設備付きの全連続燃焼式焼却施設）であって下記の建設実績を有すること。
  - ① 処理能力：200t／日以上
  - ② 処理方式：ストーカ式

### (3) 運営・維持管理業務を行う者

運営・維持管理業務を行う者は、次の要件を全て満たすこと。

ただし、本業務を複数の者で行う場合は、主たる業務（「運転管理業務」、「維持管理業務」）を担う者（特別目的会社（SPC）を設立する場合は、構成員とする。）が、以下の要件を全て満たし、他の者は構成員又は協力企業とすること。

- 1) いずれかの構成市の最新の業務委託業者競争入札参加資格者名簿（施設管理）に登録されていること。
- 2) 平成 14 年 12 月 1 日以降に稼働した、下記に示す要件を満たす一般廃棄物処理施設（蒸気タービン発電設備付きの全連続燃焼式焼却施設）について、入札公告日時点で 1 年以上の運転管理実績を有していること。
  - ① 処理能力：200t／日以上
  - ② 処理方式：ストーカ式
- 3) ①、②に示す要件の一般廃棄物処理施設（蒸気タービン発電設備付きの全連続燃焼式焼却施設）での運転管理業務の経験が 1 年以上で、かつ、廃棄物処理施設技術管理者又は同等程度の資格を有する者を、運営会社の正規職員である運営責任者として、運営期間の全期間にわたって配置できること。なお、運営期間途中の変更は可能とする。この場合、運転管理業務の経験は、第 2 期ごみ処理施設における経験を含んでよいものとする。

### (4) 入札参加者の制限

次のいずれかに該当する者は、入札参加者となることはできない。

- 1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者。
- 2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者。ただし、再生計画の認可決定を得、かつ、再生計画の取消決定を受けていない者は除く。
- 3) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 511 条の規定による特別清算開始の申立てがなされている者又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続き開始の申立てがなされている者。
- 4) 本組合または構成市から指名停止措置を受けている者。
- 5) 手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者。
- 6) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に違反し、公正取引委員会から排除措置等の命令を受けている者。
- 7) 本事業に係る事業者選定支援（アドバイザー）業務に関与した者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。なお、「資本面において関連があ

る者」とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 以上の株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 以上の出資をしているものをいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の役員を兼ねている者をいう。本事業に係る事業者選定支援（アドバイザー）業務に関与した者は、以下のとおりである。

- ・株式会社 建設技術研究所（東京都中央区）
  - ・シリウス総合法律事務所（東京都千代田区）
- 8) 学識経験者等で構成する第 2 期ごみ処理施設整備・運営事業者選定委員会の委員と資本面又は人事面において関連がある者。なお、入札公告日以降に、本事業に関わって、当該委員に接触を試みた者は、入札参加資格を失うものとする。
  - 9) 最近 1 年間に於いて国税及び地方税を滞納している者。
  - 10) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に基づく罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者。
  - 11) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（暴力団の構成員をいう。以下同じ。）、暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者。
  - 12) 入札参加者のいずれかで、他の入札参加者として参加している者。ただし、協力企業は除くものとする。

#### **(5) 特別目的会社（SPC）の設立等**

会社法に定める株式会社として運営・維持管理業務を実施する特別目的会社（SPC）を設立することは任意である。

入札参加者は、落札者として決定され、特別目的会社（SPC）を設立する場合は、仮事業契約締結時までいずれかの構成市内に設立すること。

特別目的会社（SPC）の株式については、事前に書面により本組合の承諾を得た場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の処分を行ってはならない。

なお、落札者の全ての構成員が出資し、特定事業が終了するまで保有するものとする。当該構成員以外の者の出資は原則として認めない。

#### **(6) 参加資格要件の確認基準日**

参加資格要件の確認基準日は、参加表明書の提出期限日とする。

#### **(7) 入札参加者の変更**

参加表明後、応募グループを構成する企業（構成員又は協力企業）の変更は原則として認めない。ただし、本組合がやむを得ない事情があると認めた場合その限りではない。

### 3.4 入札手続き

#### 3.4.1 入札説明書等の公表・配布

入札説明書等の公表・配布は、次のとおりとする。

(1) 公表日

令和3年9月22日（水）（入札公告日）

(2) 公表場所

組合ホームページ (<https://www.kouiki-kankyau.com/>)

(3) 公表資料

入札説明書（本書）、要求水準書、落札者決定基準、様式集（Word、Excel）、基本協定書（案）、基本契約書（案）、建設工事請負契約書（案）及び運營業務委託契約書（案）

#### 3.4.2 参考資料の閲覧等

入札参加希望者のうち、参考資料の閲覧及び事業予定地見学を希望する場合は、次のとおり申し込むことができる。

(1) 申込方法及び申込期限

1) 申込方法

「参考資料閲覧等申込書」（様式集第2-1号様式）と「参考資料閲覧等に関する誓約書」（様式集第2-2号様式）に必要事項を記載の上、電子メールにて、5.4に示す提出先に送付すること。

2) 申込期限

令和3年10月4日（月）午後5時まで

3) その他

参考資料閲覧等にあたっては、参加者の所属企業が確認できる身分証明書等を、参加者各自が持参すること。

(2) 参考資料閲覧等の方法

1) 希望可能日時

令和3年9月22日（水）～令和3年10月11日（月）午前9時から午後5時まで  
（ただし、土曜日、日曜日、祝日は除く。）

2) 閲覧場所

県央県南広域環境組合

3) 閲覧資料（予定）

- ① 第2期ごみ処理施設整備に伴う敷地造成基本設計業務委託報告書（令和3年3月） ※測量調査含む
- ② 第2期ごみ処理施設整備に伴う敷地造成基本設計業務委託（その2）報告書（令和3年3月） ※測量調査含む  
※敷地造成実施設計については、現在実施中である。
- ③ 第2期ごみ処理施設整備に伴う地質調査業務委託報告書（令和3年2月）
- ④ 県央県南環境センター（仮称）環境影響評価書（平成13年10月）
- ⑤ 県央県南環境センター（仮称）施設配置等変更に伴う再予測・評価報告書（平成14年）
- ⑥ 県央県南環境センター（仮称）建設工事中に係る事後調査報告書（平成16年8月）
- ⑦ 県央県南クリーンセンター供用開始後に係る事後調査報告書（平成19年3月）
- ⑧ 長崎県環境影響評価条例対象事業判定届出書 添付資料（判定基準別該当状況確認結果）（令和2年8月）  
※生活環境影響調査については、現在実施中である。
- ⑨ 県央県南広域環境組合 県央県南クリーンセンター運転年報
- ⑩ 県央県南クリーンセンター余熱利用施設（仮称）建設工事（電気・設備）
- ⑪ 余熱利用施設「のんのこ温水センター」電気使用量実績
- ⑫ 2021年「のんのこ温水センター」営業カレンダー
- ⑬ 既存施設地元雇用者資料
- ⑭ 環境保全等に関する地元協定書

#### 4) 留意事項

- ① 閲覧にあたっては、資料（報告書等）の貸出は行わない。
- ② 資料のコピー及びカメラやビデオなどの記録媒体を使用しないこと。
- ③ 事業予定地（2.1.5（1）参照）見学の際は、本組合職員の指示に従うこと。
- ④ 事業予定地の写真撮影は、可とする。
- ⑤ 必要に応じて、閲覧に供する資料を記録したデータCDを貸与する。なお、内部に記録されているデータ等は、本事業における技術提案書類の作成のみに使用し、本組合の了承を得ることなく複製、改ざん、配布等を行わないこと。また、貸与したデータCDは、技術提案書類の提出期限までに返却すること。貸与を希望する場合は、借用書（様式自由）を提出すること。

### (3) 実施日時の通知

本組合は、実施日時を決定後、資料閲覧を希望する入札参加希望者に対して、電子メールで通知する。通知をうけた入札参加希望者は、本組合に受領確認の電子メールを送信する。

### 3.4.3 資格審査に関する質問の受付

資格審査に関する質問を次のとおり受け付ける。

#### (1) 受付期間

令和3年9月22日（水）～令和3年10月5日（火）午後5時まで

#### (2) 質問の提出方法

「資格審査に関する質問書」（様式集第1-1号様式）に質問内容を簡潔にまとめて記載し、電子メールにて5.4に示す提出先に送信すること。電話、ファクシミリ、口頭での質問は一切受け付けない。

### 3.4.4 資格審査に関する質問に対する回答

資格審査に関する質問に対して、令和3年10月13日（水）に、本組合ホームページにおいて公表する。ただし、提出者名は公表しない。

なお、不当に混乱を招くことが危惧されると判断された質問については、回答しない旨を回答書に記載する。

### 3.4.5 入札説明書等に関する質問の受付

入札説明書等の内容などに関する質問を次のとおり受け付ける。

#### (1) 受付期間

令和3年9月22日（水）～令和3年10月11日（月）午後5時まで

#### (2) 質問の提出方法

「入札説明書等に関する質問書」（様式集第1-2号様式）に質問内容を簡潔にまとめて記載し、電子メールにて5.4に示す提出先に送信すること。電話、ファクシミリ、口頭での質問は一切受け付けない。

### 3.4.6 入札説明書等に関する質問に対する回答

入札説明書等に関する質問に対して、令和3年10月25日（月）に、本組合ホームページにおいて公表する。ただし、提出者名は公表しない。

なお、不当に混乱を招くことが危惧されると判断された質問については、回答しない旨を回答書に記載する。

### 3.4.7 資格審査申請書類の提出

入札参加希望者は、資格審査申請書類の提出を次のとおり行う。

## (1) 提出日時

令和3年9月22日（水）～令和3年10月27日（水）午前9時から午後5時まで  
（ただし、土曜日、日曜日、祝日は除く。）

## (2) 提出方法

5.4 に示す提出先への持参とし、その他の方法は認めない。

### 1) 提出書類

提出書類は次のとおりとし、それぞれ正1部、副1部（A4版フラットファイル2穴綴じ）を提出する。

なお、提出書類の様式は、本組合ホームページからダウンロードすることができる。

- ① 参加表明書（様式集第3号様式）
- ② 構成員及び協力企業一覧表（様式集第4-1・4-2号様式）
- ③ 委任状（代理人）（様式集第5-1・5-2号様式）
- ④ 資格審査申請書（様式集第6-1号様式）
- ⑤ 参加資格確認書類  
参加資格確認の添付書類は、以下のとおりとする。
- ⑥ 会社概要及び業務経歴書《代表企業及び構成企業分を全て提出すること》
- ⑦ 法人登記簿謄本（現在事項全部証明書）《代表企業及び構成企業分を全て提出すること》
- ⑧ 納税証明書の写し
  - ・直近営業年度の法人税と消費税及び地方消費税に関する納税証明書（納税証明書（その3の3））
  - ・長崎県の県税及び構成市の法人市民税に関わる納税証明書（納税義務者のみ）
- ⑨ 設計・建設及び運営・維持管理業務実績（様式集第6-2号様式）
- ⑩ 技術者の配置に係る誓約書（様式集第6-3号様式）
- ⑪ 入札参加資格を満たしていることの誓約書（様式集第6-4号様式）

### 3.4.8 資格審査結果の通知

本組合は、提出された資格審査申請書類により、本事業への参加資格要件を満たしているかどうかの確認を行う。参加資格認定基準日は、参加資格審査申請書類の提出日とする。

参加資格の確認の結果については、令和3年11月5日（金）付で、すべての入札参加希望者（応募グループの場合は代表企業）に対し、書面にて通知する。この際、入札参加者番号等を併せて通知するため、提案書の作成の際に使用するものとする。

### 3.4.9 参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

参加資格がないと認められた者は、組合に対してその理由の説明を求めることができる。

前項の説明を求める場合は、その旨を記載した書面(様式自由)を令和3年11月12日(金)の午後5時まで(ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く)に、5.4に示す提出先に提出する。提出方法は持参によるものとし、郵送、ファクシミリ、電子メールによるものは受け付けない。説明を求めた者に対する回答は令和3年11月19日(金)までに書面にて行う。

### **3.4.10 対面的対話の実施**

#### **(1) 対面的対話実施期間**

入札参加資格が確認された入札参加者は、令和3年11月17日(水)から令和3年11月19日(金)までの間に以下のとおり本組合と個別に対面的対話を行う。

#### **(2) 実施希望日申込方法**

入札参加者は、令和3年11月11日(木)午後5時までに「対面的対話への参加者及び希望日時申込書」(様式集第1-3号様式)及び「対面的対話における確認事項」(様式集第1-4号様式)に必要事項を記載し、電子メールにて5.4に示す提出先に送信すること。

対面的対話の時間は120分程度とし、日時、場所及び提出資料等の詳細は入札参加者の代表企業に通知する。

#### **(3) 実施方法**

事前提出を受けた「対面的対話における確認事項」(様式集第1-4号様式)に基づき、本組合と入札参加者の対話を行う。対面的対話では、入札説明書等の内容についての確認を中心とし、入札参加者の提案自体に対する助言及び評価は行わない。

また、本組合の意図及び提案の可否判断を確認するための補足資料(全体配置予定説明図、動線計画説明図等)の提出を求める予定である。

なお、事業者選定の公平性を確保するため、対話の内容は原則として公表する。ただし、入札参加者固有のノウハウに基づく内容については、公表せずに、入札参加者に対して個別に回答を送付する。

### **3.4.11 対面的対話結果の回答**

対面的対話の内容について、令和3年12月3日(金)に、組合ホームページにおいて公表する。ただし、対話者名は公表しない。

### **3.4.12 入札提案書類の提出**

入札参加資格が確認された入札参加者から、本事業に関する下記の(3)に示す書類を記載した入札提案書類を受け付ける。入札提案書類の提出方法等は、次のとおりとする。

#### **(1) 提出日時**

令和4年1月31日(月)～令和4年2月7日(月)午前9時～午後5時まで



(ただし、土曜日、日曜日、祝日は除く)

## (2) 提出方法

5.4 に示す提出先への持参とし、その他の方法は認めない。

## (3) 入札提案書類

入札提案書類は次のとおりとする。

入札書類提出書及び要求水準に係る誓約書は綴じずにそれぞれ 1 部提出すること。

入札書及び事業費内訳書は、資料 4 入札書封筒作成要領に従い、封筒に入れ封印し、それぞれ 1 部提出すること。

技術提案書については、A4 版フラットファイル 2 穴に綴じて、それぞれ正 1 部、副 10 部を提出する。正本には単独企業名または応募グループ名を記載し、副本には企業名または企業名を類推できる情報を記載しないこと。また、提出書類などを電子データとして、電子既存媒体により 1 部（使用ソフトは、Microsoft「Word」又は「Excel」、あるいは PDF 形式（Windows 対応））を提出すること。

### 1) 入札書類提出書（様式集第 7 号様式）

（綴じずに、1 部提出すること）

### 2) 要求水準に係る誓約書（様式集第 8-1 号様式）

（綴じずに、1 部提出すること）

### 3) 技術提案書（様式集第 8 号様式）

- ・ 基礎審査に関する提案書類（様式集第 8-2～4 号様式）
- ・ 非価格審査に関する提案書（様式集第 8-5～23 号様式）
- ・ 事業計画に関する提案書類（様式集第 8-24～27 号様式）

#### ・ 設計仕様書（任意様式）

設備別機器仕様書（形式、数量、性能、寸法、付属品、構造、材質、操作条件等）

#### ・ 計算書（任意様式）

物質収支、熱収支、用役収支（電力、水、燃料、薬品等）、火格子燃焼率、燃焼室熱負荷、ボイラ関係計算書（蒸気収支等）、煙突拡散計算、負荷設備一覧表、主要機器設計計算書

#### ・ 図面（任意様式）

全体配置図及び動線計画図（1/500～1/1000）、各階機器配置図（1/200～1/400）、建物及び焼却炉断面図（1/200～1/400）、フローシート（全体、蒸気、給排水等）

### 4) 入札書（様式集第 9 号様式）

（封筒に入れ封印し、1 部提出すること。（資料 4 参照））

### 5) 事業費内訳書（様式集第 10 号様式）

(封筒に入れ封印し、1部提出すること。(資料4参照))

- ・設計・建設費(様式集第10-1号様式)
- ・運営・維持管理期間事業費内訳書(様式集第10-2号様式)
- ・人件費(固定費)(様式集第10-3号様式)
- ・用役費(固定費)(様式集第10-4号様式)
- ・点検費(固定費)(様式集第10-5号様式)
- ・維持補修費(固定費)(様式集第10-6号様式)
- ・その他費用(固定費)(様式集第10-7号様式)
- ・用役費(変動費)(様式集第10-8号様式)
- ・事業収支計画(様式集第10-9号様式)

#### (4) 入札金額記載要領

- 1) 入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を含まない金額を記入すること。
- 2) 入札書は、封筒に入れ厳封し、入札参加者の代表企業名及び資格審査結果の通知に記載されている入札参加者番号を記入すること。
- 3) 入札書に記載された金額が、事業費内訳書及び年度別事業費内訳書に記載の金額と不整合の場合は、失格となるので留意すること。
- 4) 提出した入札書は、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により、書換え、引換え又は撤回をすることができない。

#### (5) 入札提案書類の作成要領

入札提案書類は、提示した様式集(Word、Excel)を使用して作成するものとする。また、入札提出書類の本文の文字サイズは10.5ポイント以上を用いること。ただし、図表に用いる文字はその限りではない。入札提案書類の副本の表紙及び内容には、会社名やロゴマークは使用しないこととし、資格審査結果の通知に記載されている入札参加者番号を記入すること。

#### (6) 入札

- 1) 入札は、入札参加者が参加する。代理人が参加する場合は、「委任状(入札)」(様式集第11号様式)を入札提出書類と併せて提出する。委任状の提出がない場合は入札に参加できない。
- 2) 提出された入札提出書類がすべて揃っていることを確認し、揃っていない場合は失格とする。
- 3) 入札書が入った封筒(資料4参照)は、開札まで本組合が厳重に保管する。

#### (7) 入札の無効

- 1) 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。
  - ア 当該入札に参加する資格を有しない者のした入札
  - イ 本公告に定めた入札条件に違反した入札
  - ウ 委任状を持参しない代理人のした入札
  - エ 記名、押印を欠く入札
  - オ 金額を訂正した入札
  - カ 誤字、脱字等により意思表示が不明確である入札
  - キ 入札に際して談合等による不正行為があった入札
  - ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね2人以上の代理をした入札
  - ケ 同一事項の入札に対して2以上の意思表示をした入札
  - コ 郵便、電報、電話、ファクシミリ等による入札
  - サ その他必要事項を確認できない入札
- 2) (3)5)における事業費内訳書の提出がない者の入札は無効とする。
- 3) 1)及び2)までに該当し、入札が無効となった者は、再度の入札に参加できない。

#### 3.4.13 予定価格及び入札書比較価格

本事業の予定価格及び入札書比較価格（予定価格に110分の100を乗じて得た価格）は次のとおりとする。

また、入札価格は入札書比較価格を超えないものとし、その内訳のうち運営・維持管理費についても次の金額を超えないものとする。

- ・ 予定価格 : 45,720,664,000円（消費税及び地方消費税額を含む）
- ・ 入札書比較価格 : 41,564,240,000円（消費税及び地方消費税額を含まない）
- ・ 運営・維持管理費 : 13,456,760,000円（消費税及び地方消費税額を含まない）

#### 3.4.14 技術提案書に関するヒアリングの実施

提案内容の確認のため、入札参加者に対するヒアリングを実施する。ヒアリングの日時、実施方法等の詳細については、別途通知する。

##### (1) 日時（予定）

令和4年3月25日（金）

##### (2) 場所（予定）

県央県南広域環境組合

### (3) ヒアリングに係る提出資料

事業提案書をもとに作成したプレゼンテーション用スライドの印刷物

#### 3.4.15 開札

入札書の開札は、次のとおり行う。なお、開札の日時や場所については、入札参加者に対して、別途通知する。

##### (1) 日時（予定）

令和4年3月25日（金）

##### (2) 場所（予定）

県央県南広域環境組合

##### (3) その他

開札は、入札参加者又はその代理人が必ず立会うものとする。なお、各事業者1名を超えて入札会場に入室できない。

#### 3.4.16 入札の辞退

入札参加者は、資格審査合格後に入札を辞退する場合は、「入札辞退届」（様式集第12号様式）に必要事項を記入の上、5.4に示す提出先に持参すること。

#### 3.4.17 入札延期等

本組合が必要と認めたときは、入札を延期し、中止し、又は取り消すことがある。

この場合、入札参加者は、各自の費用を自己負担するものとし、入札参加者は、本組合に対して、損害賠償請求をすることができない。

なお、入札参加者が1者の場合も、落札者決定基準に従い入札提案書の審査を行う。

#### 3.4.18 参加資格の取り消し

入札公告日から落札者の決定までの間に、3.3.2に示す参加資格要件を欠くこととなった場合は、当該入札参加者の入札参加資格を取り消す。

また、資格審査申請書類、事業提案書類、入札書類等の応募者が本入札に関して組合に提出した書類に虚偽の記載がある場合についても、当該入札参加者の入札参加資格を取り消す。

なお、特定事業契約締結日までの間に、参加資格要件を欠くこととなった場合には、特定事業契約を締結しないこととする。

### **3.4.19 落札者の失格**

落札者（代表企業及び応募グループの構成員のいずれかの者）が、本組合の議決を経て、特定事業契約を締結するまでに、いずれかの構成市において指名停止を受けたときは、本組合は特定事業契約を締結せず、これを解除できることとする。この場合において、本組合は最優秀提案者に次ぐ総合評価点の提案を示した入札参加者を落札者として特定事業契約締結に向けた協議を行うことができる。

### **3.4.20 その他**

本組合が提示する資料及び回答書は、入札説明書等と一体のものとして、同等の効力を有するものとする。

## **3.5 提案書類の取扱い**

### **3.5.1 著作権**

提案書の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、本事業において公表等が必要と認めるときは、本組合は提案書の全部又は一部を使用できるものとする。

また、契約に至らなかった入札参加者の提案については、本組合が事業者選定過程等を説明する以外の目的には使用しないものとする。

### **3.5.2 特許権等**

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護されている権利の対象となっている工事材料、施工方法、運転・維持管理方法等を使用することにより生じる責任は、原則として入札参加者が負うものとする。

#### **4. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項**

##### **4.1 法制上及び税制上の措置**

本事業に関する法制上及び税制上の優遇措置等は想定していない。

##### **4.2 税制上及び金融上の支援に関する事項**

本事業に関する財政上及び金融上の支援等は想定していない。

## 5. その他特定事業の実施に関し必要な事項

### 5.1 議会の議決

本組合は、債務負担行為の設定及び特定事業契約の締結にあたって、あらかじめ組合議会の議決を経るものとする。

### 5.2 情報提供

情報提供は、適宜、本組合のホームページにおいて行う。

### 5.3 入札に伴う費用負担

入札に伴う費用は、すべて入札参加者の負担とする。

### 5.4 入札説明書に関する問合せ先

本入札説明書に関する問合せ先は、次のとおりとする。

県央県南広域環境組合 施設課 計画班

住 所 : 〒854-0001 長崎県諫早市福田町 1250 番地

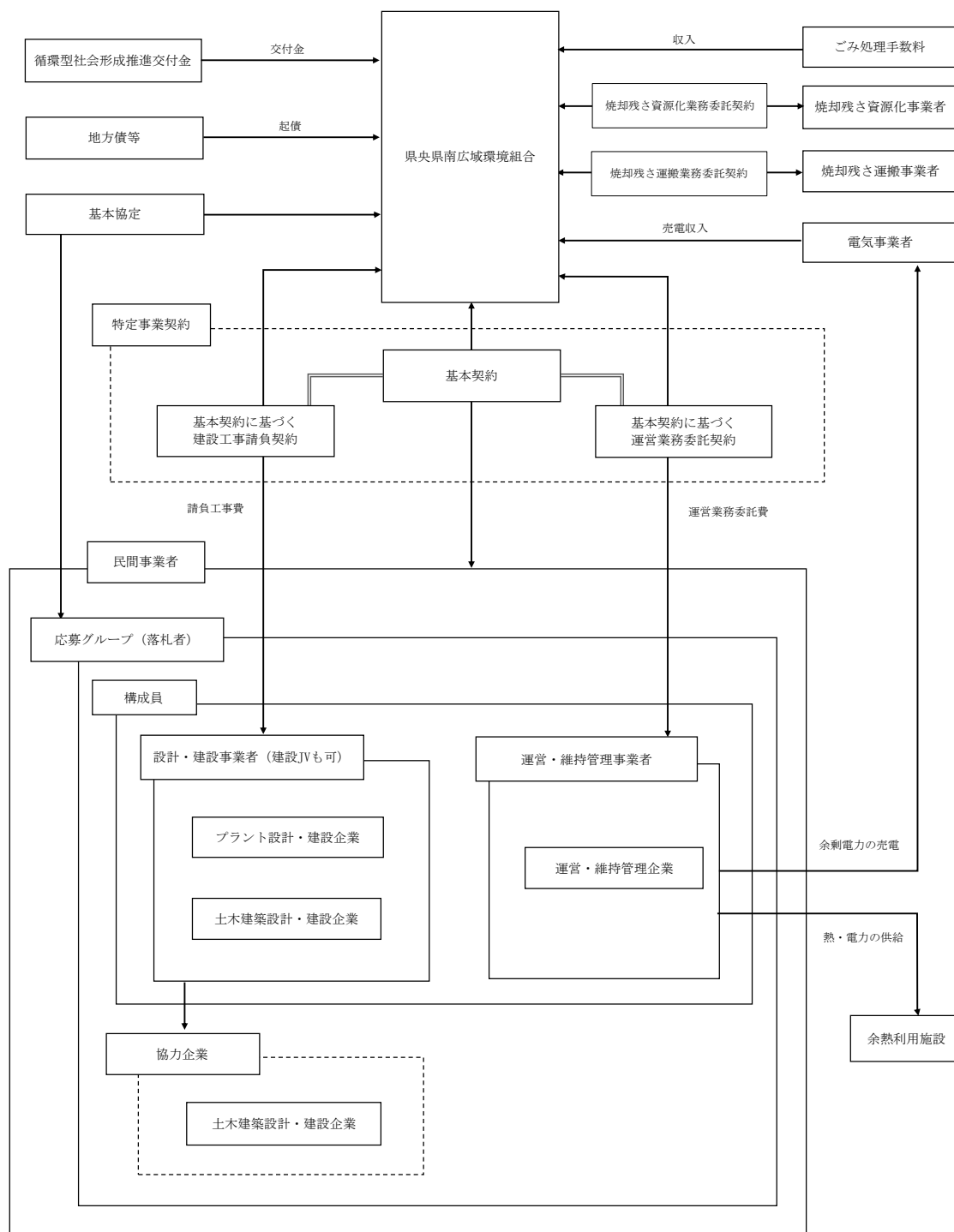
電 話 : 0957-35-8203

FAX : 0957-35-8201

E-mail : ounan@kouiki-kankyou.com

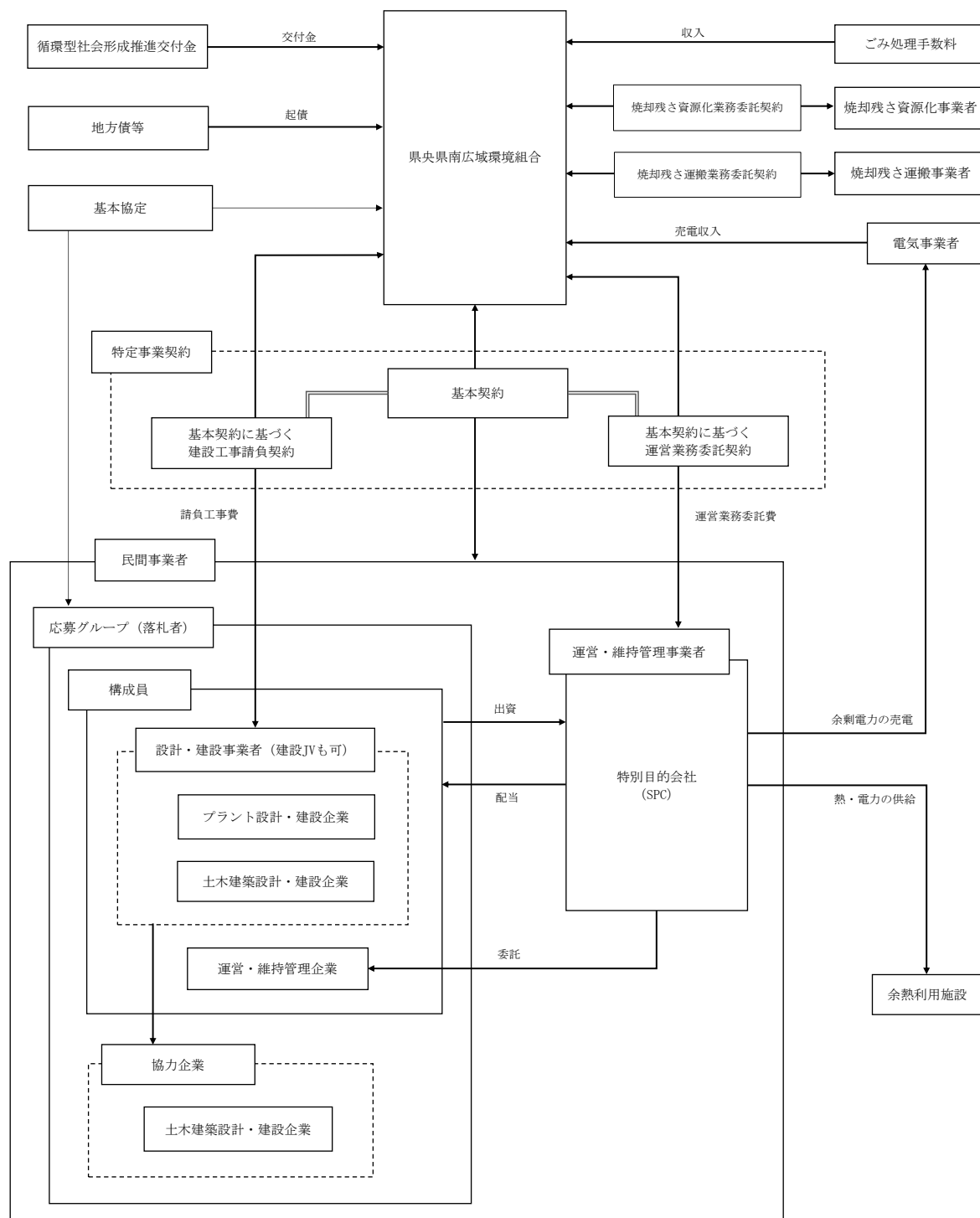
県央県南広域環境組合ホームページアドレス <https://www.kouiki-kankyou.com/>

資料 1 : 事業スキーム (SPC を設置しない場合)





資料 2 : 事業スキーム (SPC を設置する場合)



### 資料 3 : 入札書封筒作成要領

1. 入札書等の提出は、封筒に入れ封印すること。
  2. 封筒には、入札書及び事業費内訳書を封かんの上、入札書等在中、事業名称、入札参加者番号、(応募グループの場合は、代表企業の) 商号又は名称、代表者名を記載すること。
- ※ 封筒のサイズは自由とします。

[封筒表面]

「入札書等 在中」

事業名称 県央県南広域環境組合第2期ごみ処理施設整備・運営事業

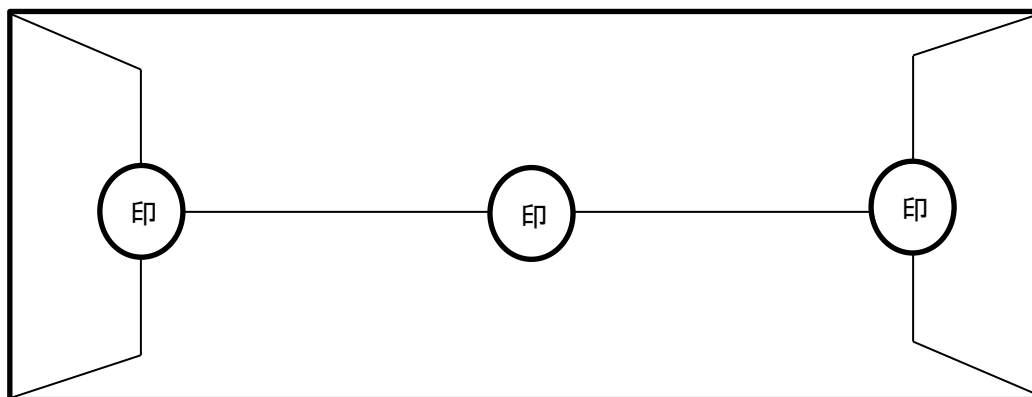
入札参加者番号 ○○

商号又は名称 株式会社 ○○

代表者氏名 代表取締役 ○○○○

印

[封筒裏面]



※糊付けして割り印